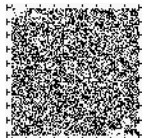
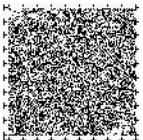


第4次青梅市健康増進計画





第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「健康」はすべての市民の願いであり、充実した豊かな人生を送るための前提条件であると言えます。自分らしい「健康」を手に入れるためには、市民一人ひとりがそれぞれの考え方にもとづいて、健康づくりに取り組むことが基本となります。

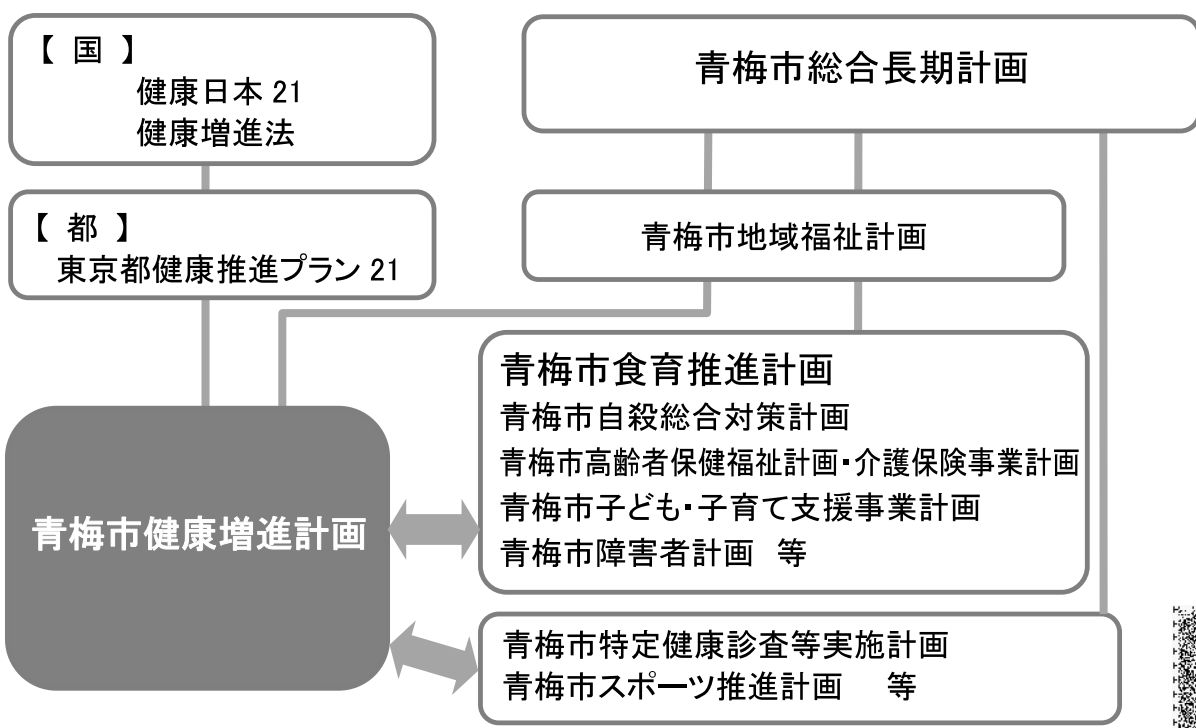
国の「健康日本 21」および健康増進法の趣旨を踏まえ、健康づくりを総合的かつ効率的に展開するための指針として、平成 17 年に「青梅市健康増進計画」を策定し、健康に関するすべての関係機関・団体・市民が一体となって健康づくり運動を推進してきました。その後、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、ライフステージに応じた健やかで心豊かに生活できる社会を目指し、平成 22 年に第 2 次計画を、平成 27 年には第 3 次計画を策定し、取り組みを進めてきたところです。

今回、健康増進計画が見直しの時期を迎えたことに伴い、これまでの取り組みを評価し、本市における現状と課題や、国・都の動向を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

国が示す「健康日本 21（第 2 次）」の地方計画であり、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」です。

市民一人ひとりがライフステージに応じて健康的な生活習慣を身につけ、団体や関係機関をはじめ、市民と行政が一体となって健康づくり運動を推進し、健康寿命を延ばせるよう健康づくりに対する取り組みをまとめます。



3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とし、令和7年度に2つの計画を一体的に策定します。

本計画策定後の社会情勢の変化や法・制度等の改正などに伴い、本計画の見直し等の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第6次青梅市総合長期計画								
第3次青梅市 健康増進計画		第4次青梅市健康増進計画						
		第3次青梅市食育推進計画						
第2次青梅市 食育推進計画								

